

# 1. 福祉部団体所得補償保険制度 (福祉部第3制度)

会員が傷病のため休業した際に安心して療養できるよう、その所得を補償する制度で、損害保険ジャパン株式会社との契約のもとに運営されている団体所得補償保険制度です。本制度は、任意加入の全会員を対象とした団体所得補償保険制度、付加制度で全会員を対象とした傷害死亡一時金支払制度(会員福祉を目的とした見舞金制度)の2部から構成されております。

## (1) A・B会員団体所得補償保険(任意加入団体所得補償保険制度)

### 1. 本制度の特色

- ・任意加入の所得補償保険制度です。
- ・加入時には医師の診査は不要です(告知書の提出が必要です)。
- ・業務中、日常生活を問わず対象となります(海外旅行中も対象)。
- ・岡山県医師会の団体契約で、掛金(保険料)は最高割引率30%を適用しております。
- ・保険期間を通じて無事故の場合は、掛金(保険料)の20%が加入者へ返されます。  
(傷害保険料部分には無事故返戻はありません)。
- ・所得補償保険金は請求により、毎月お支払いすることもできます。
- ・万一の場合は、岡山県医師会へご連絡下されば保険金の支払いの手続きがスムーズに処理されますので安心です。

### 2. 加入対象者および補償期間

- ・新規加入の場合、支払期間1年の型は満79歳まで、支払期間が2年の型は満63歳までです。継続加入にかぎり、満89歳まで可能です(支払期間1年の型のみ)。
- ・通算支払限度は1,000日間となっています(後述参照)。

### 3. 所得補償保険の内容

- ・病気やおケガによる休業時の所得補償として、以下のプランがあります。

#### ①ワイド補償プラン

- ・幅広い病気やケガによる就業不能を補償します。
- ・新型コロナウイルスも対象となります。

#### ②限定補償プラン

- ・補償範囲を「8大疾病+ケガ」または「3大疾病+ケガ」に限定するプランです。
- ・新型コロナウイルスは対象となりません。

◇ 8大疾病とは・・悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、腎疾患、肝疾患、慢性膵炎 をいいます。

◇ 3大疾病とは・・悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患 をいいます。

- ・所得補償保険金は月額1口につき10万円×加入口数で、休業8日目から支給されます(休業した日から起算して7日間は補償の対象となりません)。  
ただし、入院により休業された場合には支払対象外期間中でも所得補償保険金が支給されるタイプもあります。
- ・傷害保険ありのタイプの場合は、ケガが原因で事故の日から180日以内に死亡されもしくは後遺障がいが生じた時は、傷害一時金(500万円×加入口数)が支給されます(後遺障がいの場合は、障がいの程度に応じて1口につき最高500万円となります)。
- ・男性、女性会員ともに同一の保険料です。
- ・所得補償保険料を法人が負担した場合の損金処理について、ご不明の時はご連絡下さい。

#### 4. 掛金(保険料)の払込方法

- ・掛金(保険料)の払込みは8月(年1回)に、委任によってご指定の口座からの引き落としか、または福祉部あてに直接振り込んでいただきます。

#### 5. 加入手続き

- ・福祉部あてに所定の申込書で申し込んでいただきます。その際の健康診査は不要です(告知書の提出が必要です)。

#### 6. 契約の更新

- ・この保険は掛け捨て1年間決算方式で、毎年7月1日に更新されます。毎年更新の前に福祉部から更新手続きをご案内致します。

#### 7. 補償保険金請求の手続き

- ・本人またはご家族より休業の連絡を福祉部へいただきますと、所定の手続き書類をお送り致します。

<ご参考>

**通算支払限度期間に関する特約 《自動付帯・割増不要》**

がん・心筋梗塞等の大きな病気をされて保険金をお受け取りになっても、通算して 1,000 日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を不担保(補償対象外)とせず継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。

**(注1)** 同一原因による連続就業不能の場合

通算して 1,000 日分の保険金をお支払いする特約ですが、連続就業不能の場合、支払対象期間が 1 年の契約のときは 1 年間の支払い、支払対象期間が 2 年の契約のときは 2 年間の支払となります。

**(注2)** 同一原因で再び就業不能となった場合

- ▶ 前の就業不能が終了後、その原因となった身体障がいによって 6 か月以内に再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。
- ▶ 就業不能が終了した日からその日を含めて 6 か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および支払対象期間を適用します。

(70 歳以上の先生について)

2010 年より、前年保険金支払いがあった場合でも、その疾病も補償の対象として契約を継続できるようになりました。

◆ 詳細は福祉部が用意しておりますパンフレットでお確かめ下さい。

○均一補償制度につきましては、2017 年 7 月 1 日をもちまして廃止となりました。

## (2) 傷害死亡一時金支払制度

### 1. 本制度の特色

- ・ A・B会員ともに、会員本人、配偶者、子供、両親、同居の親族(孫・祖父母等)が対象となります(「配偶者、子供、両親」は、同居・別居を問いません)。

※原則、「傷害死亡一時金支払制度加入者申込書」の提出が必要です。

### 2. 補償内容

- ・ 対象となる方が、おケガ(突発的な事故等)でお亡くなりになられた場合、50万円をお見舞金としてお支払いいたします。

### 3. 掛金(保険料)

- ・ 岡山県医師会が負担しますので、会員の皆様の費用負担はありません。

### ◆ 保険金請求の手続き

- ・ 会員またはご家族より傷害死亡についてのご連絡を福祉部へいただきますと、所定の手続き書類をお送りいたします。